商法予備令７－２３　肢エ

第１．肢の結論

誤っている

第２．株式会社が分配可能額を超えて剰余金を配当した場合の株主の取扱い

１．問題の所在

株式会社が分配可能額を超えて剰余金の配当をした。この場合に，配当を受けた善意・無過失の株主は，当該株式会社に対し，交付を受けた配当財産の帳簿相当額に相当する金銭の支払い義務を負うのか問題となる。

２．結論および理由

（１）結論

善意無過失であっても，株主は返還義務を負う（４６２条２項)。

よって，返還義務を負わないとする肢は誤っている。

（２）理由

まず，分配可能額（４６１条２項）を超えて株主に配当された場合，違法配当である。

会社債権者のためにも，会社財産を保護する必要性がある。したがって，分配可能額を超えた場合，株主は，返還義務を負うのが原則となる。

もっとも，会社の内情がわからない株主は，一度，配当を受けた時点で，期待が生じている。返還義務を常に負うのは，一見，酷とも思える。そこで，善意無過失の場合，返還義務を免れることができないか，との疑問が生じるが，返還義務を負う。理由は以下の通りある。

仮に，善意無過失の株主が，返還義務を負わないとすると，分配可能額を超えて分配しても結果的によいということになりかねず，制度上問題である。

期待に反する側面あるが，客観的にもともと貰えないはずの配当金を戻すだけであり，損害発生していない。この点においても，株主は，常に返還義務を受任するべきである。

なお，善意無過失で，返還義務を免れるのは，業務執行者（４６５条１項ただし書）である。連帯して株主とともに返還義務を負うが，株主と異なり直接，利益を得ていない。

したがって，善意無過失であれば，これらのものは，保護すべきであると考えられる。

以上